

## 市広報紙等配布業務委託【単価契約】仕様書

### 1 業務内容

月1回に発行する酒田市広報「わたしの街さかた」及び酒田市議会だより、県民のあゆみ等を指定した区域内の全世帯に配布する業務。

### 2 履行場所

市指定場所

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 対象区域等

別紙1のとおり 約28,250世帯

### 5 発行日及び想定ページ数

折り込み等を含む総ページ数見込みは714ページ×28,250世帯=20,170,500ページとする（増減の場合あり）。

#### 【内訳】

#### (1) 酒田市広報「わたしの街さかた」

発行日／毎月1日（日曜祝日のときは翌日）（年12回）

ページ数／年間約400ページ（増減あり）

折り込みチラシ年間75枚（150ページ）程度

#### (2) 酒田市議会だより（年4回）

発行日（ページ数）／5月1日号（18ページ）、8月1日号（14ページ）、

11月2日号（20ページ）、2月1日（16ページ）

計68ページ。各号増減の場合あり

#### (3) 山形県広報「県民のあゆみ」（年6回）

発行日／5月号、7月号、9月号、11月号、1月号、3月号

ページ数／各号16ページ。計96ページ（増減あり）

※配布等の増減があるため委託者がその都度指定する。

### 6 契約方法

契約は、1ページ当たりの単価契約とする。

### 7 納品日時と場所

配布物は原則、発行日の3営業日前（土曜・日曜日、祝日の場合はその前日）に納品する。

納品場所は市指定の場所とする。

### 8 配布日時

発行日までに委託者が指定する区域内の全世帯に配布する。

## 9 場所等の変更

印刷会社、配送会社等が決定（変更）した場合、委託者は速やかに受託者に連絡する。

## 10 配布方法

- ・ 配布方法は、委託者と協議のうえ決定すること。なお、配布物は郵便受け等に投入するなど、配布対象世帯に確実に配布するものとし、雨濡れ、汚損等がないように取り扱うこと。
- ・ 受託者は、災害の発生等やむを得ない事情で配布等が困難な場合は委託者と協議すること。
- ・ 市民からの配布漏れや誤配等の連絡等に速やかに対応できる連絡体制を構築するものとし、事前に社内連絡体制を委託者に届け出ること。
- ・ 業務の実施に当たっては諸法令を遵守すること。
- ・ 業務中の事故については受託者が責任を負う。

## 11 配布に際しての注意事項

### (1) 配布対象世帯の把握

- ・ 配布漏れのないように区域内の全世帯に配布するものとし、転出による配布不要、新築住宅の入居等による配布増など、委託者と適切に連絡を取ること。
- ・ 企業、事業所には配布する必要はないが、住宅を兼用している店舗には配布すること。

### (2) 指定外のチラシ、印刷物の挟み込み禁止

- ・ 酒田市広報「わたしの街さかた」、酒田市議会だより、県民のあゆみは一緒に配布するものとし、委託者が折り込むチラシ以外のチラシ等印刷物は広報等に挟み込みはせず、配布されたもの全てが市からの配布物と市民に誤解させるような配布の仕方をしないこと。

### (3) 配布漏れ、誤配等への対応

- ・ 市民から、「届いていない」「汚れている」等の申し出が委託者にあった場合、委託者からの指示を受けた受託者は即座に対応するものとし、その顛末を委託者に報告すること。

### (4) 業務従事者等への対応

- ・ 業務の実施に当たり最低賃金法等を遵守するなど、配布従事者の雇用を適切に確保するとともに、業務の適正かつ円滑な遂行のため業務従事者に必要な教育を行うこと。

### (5) 個人情報の保護

- ・ 業務の実施に当たっては、知り得た個人情報を漏えいしないこと。

## 12 実績の報告

- ・ 受託者は、配布業務完了後、市広報紙等配布業務委託配布数報告書兼実績報告書（別紙2）と市広報紙等の残部数を速やかに市担当課へ届けるとともに、委託者の確認を受けた後、請求書を委託者へ提出する。
- ・ 委託者は、市広報紙等配布業務委託配布数報告書兼実績報告書の内容を確認し、受託者の正当な請求書を受理してから30日以内に月ごとの委託料（委託単価×ページ数×配布部数）を支払うものとする。

別紙1 配布指定区域（町丁目、一覧）

別紙2 市広報紙等配布業務委託配布数報告書兼実績報告書